

2024年2月

1. 最近の出来事総集編（2024年1月26日～2月16日）

- 1月26日号：今日は Australia Day でオーストラリアの建国記念日（祝日）です。テニスの全豪オープンが1月28日（日）で最終となり、男子車椅子シングルの小田選手などが出場予定です。
- 2月2日号：テニスの全豪オープンは男子車椅子で小田選手が優勝するなどして閉幕しました。個人所得税の改正案について、2024年7月1日以降の課税年度において導入が検討されています。
- 2月9日号：東京都と NSW 州が40周年を記念して小池東京都知事が来豪されました。気候関連情報の開示基準(案)について、オーストラリア会計基準審議会（AASB）は2024年7月1日以降の会計年度で気候関連情報の開示を求める草案を昨年公表しました。対象は公開会社及び大会社で、段階的に開始されます。
- 2月16日号：2月16日（金）から18日（日）まで Taylor Swift がメルボルンでライブを開催します。ビクトリア州には Baseball Victoria がリーグを開催しており、意外に野球人口がいます。野球にご興味のある方は是非メール返信ください。

2. 2024年度FRINGE・ベネフィット税（FBT）申告

2024年度FRINGE・ベネフィット税（FBT）の課税年度がまもなく終了します。今回は、FBTの概要と2024年度における申告期限及び各種レート、並びに事前準備のポイントについて紹介します。

① FBTの概要

FBTは従業員（関連者を含む）への現金給与以外の経済的利益（ベネフィット）の供与に対して課税される税金で、**納税義務は雇用者（会社）**にあります。

② FBT対象となるベネフィットの例

- 会社が従業員の家賃を負担

- ・ 会社が従業員に車を提供し私用（通勤含む）で使用
- ・ 会社が従業員に駐車場を提供
- ・ 会社が従業員の個人所得税を負担 など

③ FBT 課税年度（2024 年度）

2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

④ 申告・納付期限（2024 年度）

2024 年 5 月 21 日

（会計事務所等の Tax Agent を利用する場合かつ電子申告の場合は **2024 年 6 月 25 日**）

⑤ FBT 計算（2024 年度）

FRINGE・BENEFIT 税額

= (ベネフィット課税対象額×タイプ別グロス・アップ・レート) ×FRINGE・BENEFIT 税率

タイプ 1 グロス・アップ・レート (GST 控除対象の場合)	2.0802
タイプ 2 グロス・アップ・レート (GST 控除対象外の場合)	1.8868
FRINGE・BENEFIT 税率	47%

※2023 年度からの変更はありません。

⑥ 事前準備のポイント

- ・ 勘定科目の区分：FBT に該当する費目について、日々の仕訳入力時に FBT 用の科目を設定して区分しておく、FBT 申告の際の集計がしやすくなります。
- ・ ログブック（Logbook）の記録：従業員に供与されている社用車について、ログブックでプライベート目的及びビジネス目的ごとの使用状況を記録しておくことにより、FBT 金額を低くすることができる場合があります。

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。